

3-1-1. 指導が不適切な教員の認定及び措置等の状況(令和5年度)

(単位:人)

都道府県 指定都市	認定者総数		1 令和5年度に研修を受けた者								2 研修受講予定者のうち、 認定後、研修を受講することなく別の措置等がなされた者	3 令和6年度からの 研修対象者
	(1+2+3)	うち、令和5年度新規認定者		(1)現場 復帰	(2)依頼 退職	(3)分限 免職	(4)分限 休職	(5)転任	(6)研修 継続	(7)その他		
1 北海道	1		1						1			
2 青森県												
3 岩手県	1		1	1								
4 宮城県												
5 秋田県												
6 山形県												
7 福島県												
8 茨城県												
9 栃木県												
10 群馬県												
11 埼玉県	1		1	1								
12 千葉県												
13 東京都												
14 神奈川県												
15 新潟県												
16 富山県												
17 石川県	2		2	2								
18 福井県												
19 山梨県	2	(1)	1	1								1
20 長野県												
21 岐阜県												
22 静岡県												
23 愛知県	1		1							1		
24 三重県												
25 滋賀県												
26 京都府												
27 大阪府	3	(1)	3	1			1		1			
28 兵庫県												
29 奈良県	1	(1)	1						1			
30 和歌山県												
31 鳥取県												
32 島根県												
33 岡山県	2	(1)	1	1								1
34 広島県												
35 山口県	1		1	1								
36 徳島県												
37 香川県												
38 愛媛県												
39 高知県												
40 福岡県	2	(2)	2	2								
41 佐賀県												
42 長崎県	1		1	1								
43 熊本県												
44 大分県												
45 宮崎県												
46 鹿児島県												
47 沖縄県												
48 札幌市												
49 仙台市												
50 さいたま市												
51 千葉市												
52 川崎市												
53 横浜市	3	(2)	1	1								2
54 相模原市												
55 新潟市												
56 静岡市												
57 浜松市												
58 名古屋市	2	(1)	1	1								1
59 京都市												
60 大阪市												
61 堺市												
62 神戸市	3	(1)	2	1					1			1
63 岡山市												
64 広島市												
65 北九州市												
66 福岡市												
67 熊本市												
合 計	26	(10)	20	12	2	0	1	0	4	1	0	6
(参考) 令和4年度合計	43	(17)	30	18	4	0	1	0	5	2	1	12
(参考) 令和3年度合計	47	(17)	32	16	4	0	1	0	11	0	1	14

(注1)「指導が不適切な教員」とは、教育公務員特例法第25条第1項に規定する指導改善研修の対象になった者をいう。

(注2)「2」は、令和5年度に研修を受ける予定だった者で、認定後、研修を受講することなく別の措置等がなされた者を示す。その内訳は、自己都合退職 名。

(注3)「3 令和6年度からの研修対象者」とは、令和5年度に認定され、令和6年度から初めて研修を受ける予定の者を示す。